

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次 条 例

○知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例	第1号	(人事課)	5
○愛知県公立大学法人に係る地方独立行政法人法第十九条の二第四項の額を定める条例	第2号	(学事振興課)	6
○愛知県行政機関設置条例の一部を改正する条例	第3号	(総務課)	6
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条第一項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例及び愛知県局設置条例の一部を改正する条例	第4号	(同)	7
○文化振興基金条例等の一部を改正する条例	第5号	(財政課)	14
○愛知県手数料条例の一部を改正する条例	第6号	(同)	15
○愛知県県税条例の一部を改正する条例	第7号	(税務課)	39
○愛知県職員定数条例の一部を改正する条例	第8号	(人事課)	39
○職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	第9号	(同)	39
○知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	第10号	(同)	41
○県吏員職員退職料退職給与金遺族扶助料支給規則の一部を改正する条例	第11号	(職員厚生課)	41
○恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例	第12号	(同)	42
○愛知県災害対策本部条例等の一部を改正する条例	第13号	(防災危機管理課)	42
○愛知県情報公開条例及び愛知県個人情報保護条例の一部を改正する条例	第14号	(県民総務課)	44
○愛知県観光施設条例の一部を改正する条例	第15号	(自然環境課)	44
○愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例	第16号	(医療計画課)	45
○後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	第17号	(国民健康保険課)	46
○旅館業法施行条例及び公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例	第18号	(生活衛生課)	46
○愛知県食品衛生条例の一部を改正する条例	第19号	(同)	47
○動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例	第20号	(同)	48
○薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例	第21号	(医薬安全課)	48
○道路構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例	第22号	(道路建設課)	48
○愛知県港湾管理条例及び愛知県入港料条例の一部を改正する条例	第23号	(港湾課)	50
○愛知県漁港管理条例の一部を改正する条例	第24号	(同)	50
○愛知県都市公園条例の一部を改正する条例	第25号	(公園緑地課)	50
○愛知県建築基準条例の一部を改正する条例	第26号	(建築指導課)	51
○愛知県スポーツ施設及び社会教育施設条例の一部を改正する条例	第27号	(スポーツ課)	51
○愛知県立学校条例の一部を改正する条例	第28号	(財務施設課)	52
○愛知県文化財保護条例の一部を改正する条例	第29号	(生涯学習課)	53
○ヤードにおける盗難自動車の解体の防止に関する条例の一部を改正する条例	第30号	(国際捜査課)	61
○監査委員に関する条例の一部を改正する条例	第31号	(監査第一課)	61
○社会資本整備等推進基金条例及び福祉推進整備基金条例を廃止する条例	第32号	(財政課)	62

法律第4条（覚せい剤取締法第9条第1項第2号の改正規定を除く。）の規定の施行の日から施行することとした。

◇道路構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第22号）

- 1 道路構造令の一部改正に伴い、県が管理する県道を新設し、又は改築する場合における自転車道の設置要件を追加するとともに、自転車通行帯の設置に関する基準を定めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇愛知県港湾管理条例及び愛知県入港料条例の一部を改正する条例（条例第23号）

- 1 新たに三河港を起点、寄港地又は終点のいずれかとするコンテナ貨物の定期航路事業を営む者に対する豊橋コンテナターミナル内の岸壁の使用料及び三河港の入港料の免除に関する特例の適用期間を令和5年3月31日まで延長することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇愛知県漁港管理条例の一部を改正する条例（条例第24号）

- 1 県管理漁港施設に係る占用の許可の最長期間を延長することとした。
- 2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

◇愛知県都市公園条例の一部を改正する条例（条例第25号）

- 1 公募設置管理制度により公園施設を設ける場合は、都市公園の敷地面積に対する公園施設の建築面積の割合（原則100分の2以内）を100分の10上乗せすることとした。
- 2 公募設置管理制度による公園施設の設置管理に係る使用料を徴収するため、条例で定める使用料の徴収に係る規定の整備を行うこととした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇愛知県建築基準条例の一部を改正する条例（条例第26号）

- 1 区画避難安全性能を有する興行場等の区画部分については、興行場等の構造の制限に関する条例の規定を適用しないこととした。
- 2 その他必要な規定の整備を行うこととした。
- 3 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

◇愛知県スポーツ施設及び社会教育施設条例の一部を改正する条例（条例第27号）

- 1 愛知県スポーツ会館を廃止することとした。
- 2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

◇愛知県立学校条例の一部を改正する条例（条例第28号）

- 1 愛知県立名南工業高等学校始め14県立高等学校の名称を変更することとした。
- 2 愛知県立新城東高等学校作手校舎を愛知県立新城有教館高等学校作手校舎とすることとした。
- 3 授業料の納付期限を変更することとした。
- 4 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。ただし、3については、令和2年4月1日から施行することとした。
- 5 令和3年3月31日において愛知県立新城東高等学校作手校舎の生徒である者は、同年4月1日に愛知県立新城有教館高等学校作手校舎の生徒となることとした。

◇愛知県文化財保護条例の一部を改正する条例（条例第29号）

- 1 県指定有形文化財、県指定無形文化財、県指定有形民俗文化財、県指定無形民俗文化財又は県指定史跡名勝天然記念物の所有者等は、その文化財の保存及び活用に関する計画を作成し、認定を受けることができることとした。
- 2 1の認定を受けた計画の内容に即して行う現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為又は修理については事後の届出で足りることとする等の特例を設けることとした。
- 3 県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財又は県指定史跡名勝天然記念物の所有者が管理責任者を選任することができる要件を緩和することとした。
- 4 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

◇ヤードにおける盗難自動車の解体の防止に関する条例の一部を改正する条例（条例第30号）

- 1 道路運送車両法の一部改正に伴い、自動車解体業の定義を改めることとした。
- 2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

第二条の二第二項中「第四条第一項ただし書」の下に「(法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、「第五項」を「第六項」に改める。

第八条の二第一項第二号中「公園施設」の下に「(法第五条の二第一項に規定する公募対象公園施設(以下「公募対象公園施設」という。)を除く。)」を加え、同項第三号中「公園施設」の下に「(公募対象公園施設を除く。)」を加え、同項に次の二号を加える。

四 法第五条第一項の許可(公募対象公園施設の設置に係るものに限る。) 法第五条の七第一項に規定する認定公募設置等計画に記載された当該設置に係る使用料の額。ただし、当該額が第二号に定める額を下回る場合にあつては、同号に定める額

五 法第五条第一項の許可(公募対象公園施設の管理に係るものに限る。) 法第五条の七第一項に規定する認定公募設置等計画に記載された当該管理に係る使用料の額。ただし、当該額が第三号に定める額を下回る場合にあつては、同号に定める額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

愛知県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十七日

愛知県知事 大村 秀 章

愛知県条例第二十六号

愛知県建築基準条例の一部を改正する条例

愛知県建築基準条例(昭和三十九年愛知県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第二号イ中「一・五メートル」の下に「(階数が三以下で延べ面積が二百平方メートル未満の長屋にあつては、九十センチメートル)」を加える。

第十九条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

興行場等の用途に供する令第二百二十八条の六第一項に規定する区画部分のうち、同項の規定により、当該区画部分が区画避難安全性能を有するものであることについて、区画避難安全検証法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第十三条から第十六条までの規定は、適用しない。

第二十一条ただし書中「第一百十二条第十項」を「第一百十二条第十一項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

愛知県スポーツ施設及び社会教育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次 規則

○愛知県公文書館規則の一部を改正する規則	第13号	(法務文書課)	1
○医療法施行細則等の一部を改正する規則	第14号	(市町村課)	1
○愛知県県税規則及び愛知県県税事務取扱規則の一部を改正する規則	第15号	(税務課)	3
○災害救助法施行細則の一部を改正する規則	第16号	(災害対策課)	7
○火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則	第17号	(消防保安課)	7
○浄化槽法施行細則の一部を改正する規則	第18号	(水大気環境課)	8
○廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則	第19号	(資源循環推進課)	8
○愛知県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則	第20号	(同)	9
○社会福祉法施行細則の一部を改正する規則	第21号	(地域福祉課)	10
○クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則	第22号	(生活衛生課)	11
○毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則	第23号	(医薬安全課)	12
○愛知県建築基準条例の規定による認定の申請等に関する規則の一部を改正する規則	第24号	(建築指導課)	12
○愛知県スポーツ施設管理規則の一部を改正する規則	第25号	(スポーツ課)	12
○面ノ木公園施設管理規則を廃止する規則	第26号	(自然環境課)	13

規則

愛知県公文書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第十三号

愛知県公文書館規則の一部を改正する規則

愛知県公文書館規則(昭和六十一年愛知県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「刊行物」の下に「及び県史の編さんのために収集された資料であるもの」を加える。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

医療法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第十四号

医療法施行細則等の一部を改正する規則

(医療法施行細則の一部改正)



様式第五中

「撮影した正面・手札型」

を

「脱帽して正面から撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの」

に、

「氏名及び生年月日を自書した」

を

「撮影年月日及び氏名を記載した」

に改める。

附則
この規則は、令和二年四月一日から施行する。

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和二年三月二十七日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第二十三号

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則（昭和四十二年愛知県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「又は知事を経由して地方厚生局長」を削り、同項第四号中「事業所」を「事業場」に改め、同項第七号中「住所」を「住所地」に改める。

附則
この規則は、令和二年四月一日から施行する。

愛知県建築基準条例の規定による認定の申請等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和二年三月二十七日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第二十四号

愛知県建築基準条例の規定による認定の申請等に関する規則の一部を改正する規則

愛知県建築基準条例の規定による認定の申請等に関する規則（平成十二年愛知県規則第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表(一)項中「第十九条第三項」を「第十九条第四項」に改める。

附則
この規則は、令和二年四月一日から施行する。

愛知県スポーツ施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和二年三月二十七日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第二十五号

愛知県スポーツ施設管理規則の一部を改正する規則